第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		662,450
	1 使用料	662,450
2 繰入金		2,845,783
	1 一般会計繰入金	2,845,783
3 諸収入		21,970
	1 雑入	21,970
4 県債		288,000
	1 県債	288,000
歳入合計		3,818,203

歳 出

款	項	金額
		千円
1 土木費		972,420
	1 港湾費	972,420
2 公債費		2,845,783
	1 公債費	2,845,783
歳出合計		3,818,203

平成14年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成14年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,412,063千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

第２表　地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
港湾整備事業費	288,000	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年10%以内	30年以内（うち据置期間５年以内） 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		1,696,524
	1 一般会計繰入金	1,658,780
	2 基金繰入金	37,744
3 繰越金		2,043,538
	1 繰越金	2,043,538
4 県債		672,000
	1 県債	672,000
歳入合計		4,412,063

歳 出

款	項	金額
		千円
1 土木費		757,263
	1 港湾費	757,263
2 公債費		1,654,800
	1 公債費	1,654,800
3 諸支出金		2,000,000
	1 繰出金	2,000,000
歳出合計		4,412,063

平成14年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成14年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

1　歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,030千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第2表　地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円			
熊本港臨海用地造成事業費	672,000	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年10%以内	30年以内（うち据置期間５年以内） 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		52,188
	1 財産売払収入	52,188
2 繰越金		9,842
	1 繰越金	9,842
歳入合計		62,030

歳 出

款	項	金額
		千円
1 総務費		9,842
	1 総務管理費	9,842
2 公債費		52,188
	1 公債費	52,188
歳出合計		62,030

第1表　歳入歳出予算
歳　入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		17,720
	1 使用料	17,720
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
歳入合計		17,722

平成14年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計予算

平成14年度熊本県の中小企業従業員住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

1　歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,722千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。